（立木の伐採の許可の申請）

第五十九条　令第四条の二第一項及び第二項の申請書には、図面を添えなければならない。

（削る。）

（立木の伐採の許可を要しない場合）

第六十条　（略）

2　前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書を提出してしなければならない。

3　（略）

（立竹の伐採等の許可の申請）

第六十一条　法第三十四条第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、申請書に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

（立竹の伐採等の許可を要しない場合）

第六十三条　（略）

2　前項第三号及び第四号の規定による届出は、行為をしようとする日の二週間前までに届出書を提出してしなければならない。

3　（略）

（許可に係る伐採の届出等）

第六十五条　法第三十四条第八項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伐採の終わつた日から三十日以内に届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。

2　（略）

（保安林における緊急伐採等の届出）

第六十六条　（略）

（削る。）

（保安林の択伐及び間伐の届出）

第六十八条　（略）

（削る。）

（異議の申立て）

第七十六条　（略）

（削る。）

（立入調査等に関する許可）

第八十三条　法第四十九条第一項又は第六項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

一～六　（略）

（使用権設定に関する認可）

第八十四条　法第五十条第一項（法第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（立木の伐採の許可の申請）

第五十九条　令第四条の二第一項及び第二項の申請書の提出部数は、二通とする。

2　前項の申請書には、図面を添えなければならない。

（立木の伐採の許可を要しない場合）

第六十条　（略）

2　前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書（一通）を提出してしなければならない。

3　（略）

（立竹の伐採等の許可の申請）

第六十一条　法第三十四条第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、申請書（二通）に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

（立竹の伐採等の許可を要しない場合）

第六十三条　（略）

2　前項第三号及び第四号の規定による届出は、行為をしようとする日の二週間前までに届出書（一通）を提出してしなければならない。

3　（略）

（許可に係る伐採の届出等）

第六十五条　法第三十四条第八項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、伐採の終わつた日から三十日以内に届出書（一通）を都道府県知事に提出してしなければならない。

2　（略）

（保安林における緊急伐採等の届出）

第六十六条　（略）

2　前項の届出書の提出部数は、一通とする。

（保安林の択伐及び間伐の届出）

第六十八条　（略）

2　前項の届出書の提出部数は、一通とする。

（異議の申立て）

第七十六条　（略）

2　前項の異議申立書の提出部数は、二通とする。

（立入調査等に関する許可）

第八十三条　法第四十九条第一項又は第六項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を市町村長に提出しなければならない。

一～六　（略）

（使用権設定に関する認可）

第八十四条　法第五十条第一項（法第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）